

平成 25 年 12 月 11 日
P T 主査 古庄 幸一

「フォローアップのあり方」検討 P T 中間報告

参与会議により設置された、「フォローアップのあり方」検討 P T については、5 名の参与を構成員として、8 月 7 日に事前会合を開催した後、第一回会合を 9 月 27 日に、第二回会合を 11 月 28 日に開催した。その結果を中間報告として取り纏めたので参与会議に報告する

1. 事前会合では、フォローアップの主体、フォローアップの進め方、P T 主査等について検討を行った。

① フォローアップの主体については

フォローアップのあり方 P T は、フォローアップのタイミングやあり方について提言する。実際のフォローアップは各専門 P T、参与会議が主体となっていくこととするが、参与会議自体は回数や時間の制限もあり、十分な議論を行えない可能性もあるため、何らかの形で補完する必要があることが認識された。

② フォローアップの進め方については

種々議論が行われたが、工程表の必要性、有用性が強く指摘され、12 の施策全体について工程表をまとめることが前提となった。また、各専門 P T が対象としない施策について、どのようにフォローアップを促進するかについては、更に検討を行うこととした。評価方法、レビューのタイミング等についても次回の P T で議論することとした。

2. 9 月 27 日に開催された、第 1 回 P T においては、事前会合を受けて具体的なフォローアップの進め方などについて議論し、いくつかの結論を導いた。

① フォローアップは、参与会議において実施する。

② 「フォローアップのあり方」P T は、参与会議におけるフォローアップの実施について、調整・整理を行い、可能であれば年内に参与会議に報告する。

③ 各専門 P T は、担当する事項についてフォローアップを議論し、その結果を参与会議に報告の上、検討に付することができる。

④ フォローアップは、次年度の事業計画や施策の展開を支援するために行う

ほか、海洋基本計画に基づき海洋基本計画全般を包括的に評価しフォローアップするため随時、必要に応じて議論を行うことができる。

- ⑤ 具体的なフォローアップに関する議論は、工程表に基づいて行うこととし、優先順位をつけて議論することができる。

3. 11月28日に行われた第2回PTでは、積み残し案件について議論を行った上で、「フォローアップのあり方」PTとしての中間報告と基本方針等を取りまとめた。第2回PTで追加あるいは修正された内容は以下の通り。

- ① 全般的に円滑にフォローアップを進めるため、随時、参与会議／各PTと政府担当部局との意見交換を行うことが望ましい。
- ② 海洋本部事務局は、12の施策について、進捗状況などを取り纏め、特に個別の専門PTで取り扱わない事項についてフォローアップを実施、あるいはフォローアップが円滑に行われるために必要な資料を作成する。
- ③ 社会環境等の変化により、海洋基本計画の内容も影響を受ける、あるいは時代に適合しづらくなる状況も予想されるため、5年の年限を待たずに中間報告、中間評価を行うことが望ましい。

このほか、海洋と宇宙、海洋基本計画に関するハイパーリンクについて事務局から報告を行い、ハイパーリンクについては海洋本部事務局の検討状況を踏まえ様々な議論が行われ、海洋本部事務局が新たにデータベースあるいはサーバーを保持する方向で一からシステムを構築する方法もあるが、ハイパーテキスト化により関係各府省庁へのリンクを構築して、各省庁のホームページを活用する方が実際的ではないか、という意見も出されたため、引き続き十分に議論して検討を進めることとなった。

4. 「フォローアップのあり方」PTにおいて、基本方針に反映しなかったものの以下の意見等が出された。

- 参与会議の行うフォローアップは大所高所からの政策的な提言を念頭において行われることが望ましい。
- 工程表に基づく評価において予算は重要な要素であるところ、「工程表に

合わせて予算額を将来に亘り記載すべき」という意見と「現行の予算制度上、将来予算を書き込むことは難しい、むしろ国として何に取り組むのか、いつまでに対応するのか」という事項がより重要であるとする意見が出された。

- 省庁策定の工程表と参与会議あるいは各P Tで考える工程表との間に差異がある場合、参与会議として「新たな工程表を提案することもやむを得ない」という意見、「問題があればそれを指摘し、認識の乖離について調整すべき」という意見が出された。また、「そもそもこうした認識の乖離は政府側の説明不足、情報提供不足によるものでもあり、積極的に改善すべき」との意見も出された。
- 新たな海洋産業を発展させるため、また、適切なフォローアップを実施するため、個々の分野に関する明確な現状認識と将来予測／将来構想が必要である。
- フォローアップを強力に推進するためにも、事務局機能の強化が必要との意見が出された。

《海洋基本計画のフォローアップに関する基本方針》

平成25年4月に閣議決定された海洋基本計画のフォローアップについては、以下の要領で進めることとする。

- フォローアップは、参与会議において実施する。
- 「フォローアップのあり方」PTは、参与会議におけるフォローアップの実施について、調整・整理を行う。
- 参与会議の下に設置された各専門PTは、担当する事項についてフォローアップを実施し、その結果を参与会議に報告する。
- フォローアップは、次年度の事業計画や施策の展開を支援するために行うほか、海洋基本計画に掲げる種々施策の実施状況を定期的に確認し、その実施状況を評価するため、随時実施することができる。
- 具体的なフォローアップに関する議論は、当面、工程表に基づいて行うこととし、海洋本部事務局は12の施策について進捗状況などを取り纏め、特に個別専門PTで取り扱わない事項についてフォローアップを実施、あるいはフォローアップのための資料作成を行い参与会議に報告する。
- 参与会議あるいは個々の専門PTは、フォローアップの実施に当たり、政府担当部局との意見交換を積極的に行うことが望ましい。
- 海洋基本計画の主要施策については毎年あるいは随時フォローアップを行うこととし、他方、必要に応じて海洋基本計画全般について中間評価を取りまとめることとする。